

マイナンバーカードの健康保険証利用は、様々な場面で役立ちます!!

医療機関・薬局で

マイナンバーカード1枚の確認でOKに

医療機関・薬局の窓口へ持参する証類が不要になります。マイナンバーカード1枚の確認で済むので、受付がスムーズになります。

自身のデータに基づいた医療を受けられる

情報提供に同意すると、自身の薬歴や特定健診の結果などの正確な情報を医師や薬剤師に共有したうえで、最適な診察や薬の処方が受けられます。

高額療養費の限度額を超えた分の窓口支払が不要に

限度額情報の提供に同意をすれば、高額療養費の限度額を超える支払いが自動的に免除されます。

日常生活で

健康保険証としてずっと使える

就職や引っ越しなどをして、新しい健康保険証の発行を待つことなく、医療機関・薬局で利用できます。(※医療保険者が変わる場合などは、これまでどおり届け出が必要です。)

医療費控除の確定申告手続きが簡単になる

マイナポータル上で年間の医療費通知情報が取得でき、確定申告に必要な情報も自動的に入力されるので大変だった手続きが簡単になります。

薬剤情報や特定健診情報などをいつでも確認できる

過去に処方された薬や特定健診の結果、医療費等の情報をマイナポータル上でいつでも確認できるので、日々の健康管理に役立てることができます。

マイナ保険証の利用登録解除について

令和6年12月2日よりマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、現行の健康保険証の新規発行を終了し「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されます。

しかし、マイナンバーカードの保険証利用登録(紐づけ)は任意の手続きであることを踏まえ、希望される方については、申請により、加入している医療保険者等へ利用登録の解除手続きを行うことができます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方は、役場保健福祉課へ、それ以外の保険に加入されている方は各保険者へ申請してください。

利用登録の解除に伴う注意事項

- 現在お持ちの健康保険証は、記載された有効期限まで使用することができます。利用登録を解除された方やマイナンバーカードをお持ちでない方には、有効期限の終了までに資格確認書を交付いたします。資格確認書を医療機関や薬局に表示することでこれまでどおり保険医療を受けることができます。
- 利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことができなくなります。
- 利用登録の解除を申請後、マイナポータル上に反映されるまで1～2か月程度かかる場合があります。



 保健福祉課保険係 ☎ 56-2111